

外国籍住民も 「都構想」住民投票に参加を！

小野潤子
みんじゅう発起人

■おきざりにされた外国籍住民

2015年、前回住民投票の夜の衝撃は今も鮮明だ。ある在日コリアンがSNSで「俺だって大阪市民やー」とつぶやいた。その瞬間まで、外国籍住民に投票権がないとは想像だにしていなかった。当時、橋下徹市長は、「住民みんな」で「自分で決める」住民投票こそ「本当の民主主義」だと力説していた。これらの言葉が国籍の有無による住民の線引きを前提に発せられていることに気づけなかった。だまされた。

大阪市を廃止して東京都のような特別区を設置するという前代未聞の構想に、市民は驚いた。市政と市民の距離は一気に縮まり、そこかしこで学習会が開かれ、日ごろ挨拶程度のご近所さんとも語り合った。この間、外国籍住民はどんな思いで過ごしていたのか……。

2019年の統一選以後、二度目の住民投票が確実視されるようになった。もう一度住民投票をするなら、外国籍住民

をおきざりにできないと、一人で陳情書を提出に行った。市職員から、外国籍住民が投票できないのは「大都市法」の規定で、大阪市レベルで解決できない問題だと教えられた。なんと！くだんの「大都市法」は、住民投票の3年近く前、2012年にひっそり成立していた。「都構想」が海のものとも山のものとも知れぬ時期に、そのシナリオたる法律が国会で準備されていたことを知っていた大阪市民はどれほどいただろう？だまされた感に、出し抜かれ感が重なった。

6月、ある集まりで、「次回の住民投票では外国籍住民も参加できるように、大都市法等の改正を求める請願をいっしょにしませんか？」と提案してみた。「やろうやろう！」とあつという間に（みんなで住民投票！）（以下みんじゅう）が誕生した。アイディアとセンスと行動力のある女性中心のグループは、ラインをツールにわいわいブレインストーミングを重ねて作戦を練り、9月にSNS、10

月に署名集めをスタートさせ、11月下旬の市会、12月初旬の国会への請願提出を目指して走り出した。

■みんじゅうが問いかけ、求めるもの

大阪市には、143カ国14万5857人の外国籍住民が住んでいる（2019年12月末現在）。人口の5・3%、20人に一人の割合だ。「国際人権都市」を標榜する大阪が、住民の意思を問う住民投票から少なからぬ外国籍住民を排除しているのか？「都構想」の是非を超え市民に問いかけた。若い世代ほど「みんな投票せなあかんやろ」という意見。「知らなかった」人も多かった。「わたしも投票したい！」と外国籍住民。手ごたえがあった。

市会議員への働きかけは、維新の会議員からスタートさせた。面談を重ねるうち、大阪市のお寒い請願事情を知ることとなり、苦渋の末、市会請願を陳情に切り替えた。結果は、大阪維新の会が反対、自民党と公明党が保留、共産党が採択すべ

きて、引き続き審査となった（5月市会に陳情再提出、結果は同じで引き続き審査）。5月市会の署名は2万5000筆を超えていた。

国会議員への働きかけは、大阪選出の議員面談から始めた。第200回臨時国会、第201回通常国会に請願を提出し、請願紹介議員は14名から46名に増えた。有効署名も1560筆からは3万1921筆に増えた。結果はともに保留であったが、衆参総務委員46名中、否決したのは衆議院の維新の会一名だけだった。みんじゅうの問いかけが無駄ではなかったと思いたい。

大阪市に対して、副首都推進局と二度協議を重ね、「大阪特別区設置住民投票」は完全な拘束型住民投票とはいえないと認めさせ、外国籍住民の投票を議論する余地があると再質問書を提出した。さらに「住民投票に参加したければ国籍を取ればよい」という松井市長発言に抗議し申し入れ書を提出した。3月には16年ぶりに改訂される大阪市の多文化共生指針案に提言書を出した。5月には新型コロナウイルス禍が収束するまで住民投票の延期を求める陳情書を提出、6月には市会各会派に公開質問状を出した。新型コロナウイルスで活動がままならない現在、SNS上

表 大阪府下で住民投票における外国籍住民投票権を認めた自治体

表1 大阪府内で外国籍住民に投票権を認めた例—個別テーマ型住民投票

自治体名	投票テーマ	投票実施日	投票可能年齢	外国籍住民の投票資格
高石市※1	堺市との合併	2003.4.27	20	永住外国人
岬町	周辺自治体との合併	2004.8.22	18	//
泉南市	周辺自治体との合併	2004.8.22	18	//
阪南市	周辺自治体との合併	2004.8.22	18	//
忠岡町	周辺自治体との合併	2004.8.22	20	//
豊能町	周辺自治体との合併	議決のみ	18	//
和泉市	庁舎建設の是非	2015.11.22	20	//

表2 大阪府内で外国籍住民に投票権を認めている常設型住民投票条例

自治体名	条例名	条例施行日	投票可能年齢	外国籍住民の投票資格
岸和田市※2	岸和田市住民投票条例	2005.8.1	18	引き続き3年以上日本に滞在し、3年以上岸和田市に住所を有する定住外国人
豊中市※3	豊中市自治基本条例	2007.4.1	18	市内に住所を有する外国人 市内に住所を有し引き続き3年以上住民基本台帳に記録されているもの
	豊中市市民投票条例	2009.3.26		

※1 2002年9月25日永住外国人に住民投票資格を認めた条例案を市議会本会議で可決（近畿2例目全国4例目）（毎日新聞02.9.25夕刊）
 ※2 岸和田市は1993年9月9日に全国に先駆けて市議会で「定住外国人に対する地方選挙への参政権など人権保障の確立に関する要望決議」可決
 2009年、投票資格を永住外国人に限定する修正案が出されたが賛成多数で原案が維持された。https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/gikai/121jyuumintouyou.html
 ※3 豊中市自治基本条例 https://www1.g-reiki.net/toyonaka/reiki_honbun/k205RG0000010.html?id=j30_k1
 但し、市民投票について定めた第30条の施行は市民投票条例と同時にされた。
 豊中市市民投票条例 https://www1.g-reiki.net/toyonaka/reiki_honbun/k205RG0000011.html
 豊中市は2005年から外国人市民会議をスタートさせ外国人市民の意見を市政に取り入れている。https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/kokusai/gaikoku/index.html
 参考：2020年2月21日現在、「国民投票／住民投票」情報室提供資料（『住民投票の総て』（2020秋刊行予定）各自治体HPなど

で「ひとごとちやうで／みんじゅうひとことキャンペーン」を開催中。この号が出るころには「みんじゅう presents 外国籍住民も住民投票！」を展開する予定だ（HPやSNS参照のこと）。

みんじゅうが外国籍住民の住民投票権を求めるのは、外国籍住民のためだけではありません。このまちに暮らす人みんなが参加できる住民投票を実現

し、誰ひとり取り残させない社会をわたしたちは目指します。（2019・11・20 みんじゅう声明文から）

大阪府下でも外国籍住民の住民投票権を認めた自治体は複数ある。豊中市は「外国人市民会議」制度で市政参加の機会を提供している。大阪府が廃止され特別区になった場合、歴史ある大阪の多文化共生政策の行方がどうなるか気になる。